

# 特定人権侵害行為への対処に関する法律案の概要

## 一 趣旨

この法律は、諸外国の人権状況が国際社会全体の正当な関心事であり、かつ、国際平和の基礎である人権を擁護することが全ての国の重要な責務であることに鑑み、特定人権侵害行為<sup>※</sup>への対処に関し必要な事項を定めるものとする。

※ 国際人権規約等の国際人権法に定める人権を著しく侵害する行為であつて、当該行為があつた外国における当該行為を防止するための措置又は当該行為による被害の救済に係る手続によっては当該行為に係る人権状況の改善が見込まれないと認められるもの

## 二 各議院等による特定人権侵害行為に係る事案調査のための報告要求等

各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会から特定人権侵害行為が行われている疑いがあると認められる事案に関する調査のため、政府に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、国会法の定めるところにより、その求めに応ずるものとする。

- ◇ 報告要求議決の過程で、アドバイザー・ボード(法規に基づかず、理事等の協議により国会会期中に常設される助言機関)の設置や参考人制度の利用により、専門家の知見を活用することが可能
- ◇ 報告要求の提出期限を定めることができる旨を規定するほか、政府への報告要求後も、各議院等による調査は継続可能であり、その際においては、国外への議員派遣につき各議院に特別の配慮を求める旨を規定

## 三 特定人権侵害行為への対処のための措置

(政府による必要な措置の実施)

- 1 政府は、二の求めに係る報告又は記録に係る情報その他関連情報に基づき特定人権侵害行為が行われていると認めるときは、外為法の規定による措置〔資産凍結、輸出入規制等〕、入管法の規定による措置〔入国拒否、退去強制〕、ODA等の国際的な協力活動の適正性の確保のための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(被害者の保護及び支援)

- 2 政府は、特定人権侵害行為により被害を受けた者を保護し、及び支援するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国会報告及び公表)

- 3 政府は、1及び2の措置を講じたときは、その内容を、速やかに、国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

(国際的な連携の強化)

- 4 政府は、特定人権侵害行為に適切に対処するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他国際的な連携の強化に努めるものとする。

## 四 対処措置に係る実体規定の整備

(外為法の一部改正)

- 1 特定人権侵害行為への対処のため、閣議決定に基づき、資産凍結〔支払、資本取引等の制限〕、輸出入規制等の措置を講ずるための根拠規定を整備する(閣議決定には、対処措置実施の理由等を付記)。

(入管法の一部改正)

- 2 特定人権侵害行為に関する事由を、外国人の入国拒否及び退去強制の事由に追加する。

◇ 上記対処措置は、各議院等の報告要求を待たず、各法律に基づき、所管大臣が独自に講ずることも可能